

伊勢市立東大淀小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(いじめの定義)

【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に基づき、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげます。

- (1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2)児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3)いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4)いじめの早期解決のために、当該児童の安全を確保するとともに、学校内だけでなく関係機関(警察、児童相談所、医療機関等)や専門家と協力をして解決にあたる。
- (5)学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 児童一人ひとりの自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ①教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫することで「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する児童等と 該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対 象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。学習に対する達成感・成就感を育てます。
 - ②教育活動全体を通じて、一人ひとりの児童が活躍できるような場を設定するとともに、友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交 流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成します。
 - ③児童会活動での異学年交流や委員会活動等において自己有用感を味わせることで自尊感情を育てます。
- (2) 全ての児童が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。
- ①いじめゼロを目指した児童会活動を推進します。
 - ②関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心を持って、周囲に応えようとする心情を高める取り組みを行います。
 - ③道徳の時間には命の大切さについての指導を行うとともに、「いじめは絶対に許され ないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導します。
 - ④いじめは「加害者」と「被害者」との関係だけでなく、学級集団の構造上の問題（無秩序性や閉鎖性等）があることや、はやし立てたり面白がったりする児童や見て見ぬふりをすることや知らん顔をする児童もいじめに加担していることに気付かせ、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成できるようにします。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けます。
 - ②様子がおかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守ります。
 - ③様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相 談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。
 - ④「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指します。
- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたります。
- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。

- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導します。
- ④必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関や専門家と連携を進めるとともに、スクールカウンセラーによる児童の心のケアに努めます。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組みを推進します。

- ①中学校区の連携を密にし、小中学校の9年間を通して子どもを見守っていきます。
- ②いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かすようにします。
- ③児童の状況に応じて、「スマイルいせ」などの相談窓口の活用も検討します。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置します。

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

< 活動 >

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

< 開催 >

月1回を定例とし、いじめ事案発生時は適時開催します。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置を取るとともに教頭に報告します。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処します。また、緊急を要する問題行動が発生したときには、「緊急生徒指導委員会」を開催し迅速な対応を行います。「緊急生徒指導委員会」参加メンバーは以下の通りです。

【校長、教頭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員】

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること

を余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- ①重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告します。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ①いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。